

保健機能食品制度等の適正化・充実

資料5-3

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への 影響)
<p>①特定保健用食品の疾病リスク低減表示制度について、最新のエビデンスや諸外国の現状を踏まえ、その拡充を検討する必要。</p> <p>②栄養機能食品制度について、最新のエビデンスを踏まえて栄養成分の機能表示のための科学的根拠や見直しの考え方を整理する必要。</p>	<p>予算:</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度 8百万円・令和3年度 11百万円・令和2年度 13百万円・令和元年度 16百万円	<p>消費者の自主的かつ合理的な食品の選択に資する食品表示となるよう、消費者のニーズや調査によって得られた知見等を踏まえ、食品表示法に基づく食品表示基準や健康増進法に基づく関係府令、それらの運用通知の改正等を行う。</p>	<p>調査・検討の実施。</p> <p>①海外制度調査を行い、その調査結果をもとに、検討会において見直す事項を選定。選定された事項(むし歯に関する疾病リスク低減表示、現行基準の見直し)について、文献調査、事業者のニーズ調査、消費者アンケート、有識者による検討を実施。</p> <p>②栄養成分(ビタミンC・E)の機能を表示する栄養機能食品について、最新のエビデンスの収集や事業者のニーズ調査を行い、健康の保持・増進等に資する栄養成分の機能表示の見直しの考え方等について、有識者による検討を実施。</p>	<p>消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保するため、調査結果を踏まえ、食品表示基準・通知等の改正を実施。</p> <p>①特定保健用食品の疾病リスク低減表示制度について、運用に関する通知と質疑応答集を令和4年度中に改正予定。</p> <p>②栄養成分の機能表示の見直しの考え方に基づき、今後ビタミンC・E以外の栄養機能食品の表示事項についても検討。すべての栄養成分についての検討が終了次第、食品表示基準を改正予定。</p>	<p>保健機能食品制度等の適切な運用を図ることで、食品を摂取する際の消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保。</p>